

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																			
長崎医療こども専門学校		昭和61年2月10日		松添 邦廣		〒850-0057 長崎県長崎市大黒町2番3号 (電話) 095-893-8900																			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																			
学校法人 平成国際学園		平成11年3月29日		中尾 勉		〒850-0057 長崎県長崎市大黒町2番3号 (電話) 095-893-8900																			
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																			
医療	医療関係専門課程	柔道整復師科			平成30年文部科学省 告示第32号	-																			
学科の目的	柔道整復師を養成するため、柔道整復師養成施設として必要な課程を修了させ、国家試験に合格させる。																								
認定年月日	令和2年4月20日																								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																		
3	昼間	3051	1620	930	180	0	660																		
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																			
90人		61	0人	6人	16	22																			
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 1)成績評価は原則として各単元・科目の終了時に1回の評価を行う。 2)成績評価は出席率、授業態度、提出物、検定取得状況、テスト等の資料によって評価を行い、本人の努力に関しても重視する。 3)学科および科目の特性により、素点のみの評価等、成績評価の方法は異なる																				
長期休み	■学年始: 4月1日～4月3日 ■夏季: 8月12日～8月23日 ■冬季: 12月23日～1月4日 ■学年末: 2月19日～4月6日			卒業・進級条件	卒業基準 1)全ての単位評価がC以上 2)出席率 90%以上 3)1及び2を満たし、卒業基準検定の取得または卒業試験等を加味した上で、卒業判定会議において校長が認定する。 進級基準 1)進級時に必要な単位評価がすべてC以上 2)出席率 90%以上 3)1及び2を満たし、進級判定会議において校長が認定する。																				
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・新年度開始後担任による個人面談の実施・成績不振の学生に対する三者面談の実施・専任教員による補習授業・担任による放課後個別指導			課外活動	■課外活動の種類 高校総体、長崎県内のスポーツ大会へ救護活動 ■サークル活動: 有																				
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 整骨院・医療機関・介護福祉施設(長崎みなみ整骨院・みやき鍼灸整骨院・整体院・さすな整骨院・みやさき整骨院・くつろぎ鍼灸整骨院・すこやか整骨院・にしはまのまち鍼灸整骨院など) ■就職指導内容 就職希望者への面接・実技試験指導・履歴書の書き方、面接指導などの就職指導・就職合同面談会の実施 ■卒業生数 : 17 人 ■就職希望者数 : 17 人 ■就職者数 : 16 人 ■就職率 : 94 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 94 % ■その他 なし (平成 30 年度卒業者に関する 令和1年5月1日 時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業者に関する令和元年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師</td> <td>②</td> <td>17</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄					資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師	②	17	16								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																						
柔道整復師	②	17	16																						
中途退学の現状	■中途退学者 6名 ■中退率 9.8 % 平成30年4月1日時点において、在学者61名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者55名(平成31年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 ・学業不振により休学後退学(1名) ・家庭の事情により経済的に学業継続が不可能になり退学(1名) ・健康面の問題により通学が困難なため退学(1名) ・国家試験に不合格し、進路変更による退学(3名) ■中退防止・中退者支援のための取組 ・担任による学生への声掛けを行い、日ごろから学生の様子を確認する ・出席状況の確認を行い、学生の変化に早く気付くようにする ・保護者との三者面談の実施 ・早期の対応を行い、最終的には校長面談も含め、学校全体で取り組む。																								

<p>経済的支援制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有</p> <p>①特待生A 授業料より40万円を減免。</p> <p>②特待生B 授業料より20万円を減免。</p> <p>③特別奨学生 月々2万円を給付(年間24万円)。卒業後の返還は不要。</p> <p>④一般奨学生 月々2万円を貸与(年間24万円)。卒業後に返還が必要。</p> <p>⑤離島・遠隔地支援奨学生制度 月々1万5千円を貸与。但し、長崎県内に就職し、1年以上勤務した場合は返済の半額を免除。本校が指定する離島やへき地に就職し、1年以上勤務した場合は、返済を全額免除。</p> <p>⑥柔道奨学生制度 月々1万5千円を給付。本校の柔道部に入部するなどの条件あり。</p> <p>⑦進学個別相談制度 受験選考料1万円の免除。</p> <p>⑧早期受験者減免制度 入学金より5万円減免。</p> <p>⑨ダブルスクール支援制度 学費の免除あり。ただし、学科により金額が異なる。</p> <p>⑩有資格者優遇制度 本校入学前に取得した資格の種類により学費から減免する。</p> <p>⑪特別研修費制度 本校に入学後、高資格検定を取得した場合、資格の種類により研修費を支給する。</p> <p>⑫転入学制度 他校の同系統の学科からの転入学を受け入れうる制度。</p> <p>⑬単位互換制度 他の専門学校等で既に取得している単位を互換し、科目履修を認定する制度。</p> <p>⑭自宅外通学者支援制度 毎月の家賃が3万5千円を超える場合、超えた金額に対し、上限5千円を給付。</p> <p>■専門実践教育訓練給付： 非給付対象</p>
<p>第三者による学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p>
<p>当該学科のホームページURL</p>	<p>https://www.hnmc.jp/course/judo/</p>

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

柔道整復師科の専任教員は、すべて実務経験がある教員だが、専任教員としての経験が長ければ、それだけ実務経験から遠ざかることになる。また、カリキュラムや教材などは数年に一度改正されるが、実務に則した授業を展開するためにも、教育課程編成委員会を開催し、カリキュラム編成やシラバスの作成の段階で企業等からご意見をいただき、より実践的な授業を展開する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程編成委員会は、学校全体の管理、運営を行う「学校評価等委員会」の専門委員会として設置している。教育課程編成委員会では、カリキュラム編成、シラバスの作成、成績評価等を行い、社会が求めるニーズに応えるために、業界や業界団体の方にも委員になっていただき、特にカリキュラム編成に関するご意見をいただく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和1年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
佐原 恭輔	長崎県柔道協会 副会長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	①
藤田 裕紹	有限会社 藤田企画 代表取締役	平成30年12月25日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	③
松添 邦廣	長崎医療こども専門学校 校長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	
一ノ瀬 泰	長崎医療こども専門学校 本部長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	
松尾 広宣	長崎医療こども専門学校 事務局長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	
中嶋 真司	長崎医療こども専門学校 柔道整復師科長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	
山崎 美奈子	長崎医療こども専門学校 医療ビジネス科長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	
森 俊弘	長崎医療こども専門学校 保育こども科長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	
山下 忍	長崎医療こども専門学校 介護福祉科長	平成30年12月1日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(1月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 平成31年1月18日 15:00～16:10

第2回 平成31年3月19日 15:00～16:10

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

1. 科目名:柔道

柔道の授業は怪我をする危険があるため、正しい柔道の指導方法について、講道館発行の「柔道授業ガイド」により安全な柔道の指導方法について意見を出していただき、授業に活用している。

2. 科目名:柔道整復実技

骨折や脱臼、捻挫などの怪我の応急処置や後療の施術ができる実践的な柔道整復実技について意見を出していただき、授業に活用している。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

1. 臨床実習 連携する医療機関で実践的な実習ができるように、学生に対する事前指導、実習指導、実習後の指導を計画的に行う。
2. 実技実習 連携する企業等の指導担当者から、実践で求められている知識や技能を授業に取り入れ、より実践的な指導をする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

1. 臨床実習 連携する臨床実習施設(整骨院や病院など)と連携し、柔道整復師として必要な知識や技能だけでなく、患者様との接し方、コミュニケーションの方法を学ぶ。
学習成果の評価は、あらかじめ企業等の指導担当者と設定した評価項目に応じて評価を行う。
2. 実技実習 連携する企業等の指導担当者が実際に臨床で経験した症例等について、視聴覚機器を用いて実技指導を行う。
学習成果の評価は、指導担当者により異なるが、あらかじめ企業等の指導担当者と設定した評価項目に応じた評価や、レポート等により評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
臨床実習	病院・整骨院や老人介護施設などの外部施設において、生の患者様と触れ合いながら現場での柔道整復師の必要性を学習する。	西諫早病院
総合演習	献体された御遺体を観察することで、人体の神秘性、構造と機能を学び、人の生死・尊厳について考察し、医療に携わる者としての人間性を深める	名古屋大学 機能組織学講座
総合演習	社会保障制度の柔道整復師業務における療養費について、実際のPCソフトを用いて計算を行い、手書き作成も含め、理解を深める	株式会社 SSB
基礎柔道整復学	総論「治療法」の中の物理療法【温熱療法(変換熱療法)】について、実際の医療機器に触れ、体感し操作する事で理解を深める	株式会社 伊藤超短波
基礎柔道整復学	総論「治療法」の中の物理療法【電気療法】について、実際の医療機器に触れ、体感し操作する事で理解を深める	株式会社 日本メディックス
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針		
1. 専攻分野の研修に参加し、専門分野の教育力向上を図る。 研修に参加した教員は、学科内で研修報告会を行い、各学科の教員全員の教育力向上を図る。		
2. 指導力向上のための学外の研修に参加すると共に、本校が開催する研修に参加して教育力の向上を図る。		
(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名「SAQレベル1インストラクターセミナー」(連携企業等: NISAQ-特定非営利活動法人日本SAQ協会) 期間: 平成30年3月16日(土)～3月17日(日) 対象: 柔道整復師科 専任教員 内容: 幼児から高齢者まで行える運動指導を学ぶ		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名「 専門学校を取り巻く環境整理と今後求められる対策の整理 」(連携企業等: 株式会社進研アド) 期間: 平成30年3月28日(木) 対象: 柔道整復師科教員 内容: ① 学生の学力向上のため、入学前に実施する「入学前講座」の実施方法について ② 学生の基礎学力向上と教育の見える化を図るための手法について		
(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名「名古屋大学解剖トレーニングセミナー」(連携企業等: 名古屋大学) 期間: 令和1年7月29日(月)～8月3日 対象: 柔道整復師科 専任教員 内容: 御献体を1週間かけ剥皮より行い系統解剖学の再学習を行う		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名「 高大接続改革を見据えた専門学校の教育力の向上(案) 」(連携企業等: 株式会社進研アド) 期間: 令和2年3月25日(水) 対象: 柔道整復師科教員 内容: ① 学生の学力向上のため、入学前に実施する「入学前講座」の実施方法について ② 学生の基礎学力向上と教育の見える化を図るための手法について		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動等について自己評価を行い、その結果を元に、生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者等により構成された学校関係者評価委員会が評価を行う。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	学校の理念・目的・育成人材像、職業教育の特色、業界のニーズへの
(2) 学校運営	運営方針の策定、事業計画の策定、意思決定機能の明確化、コンプライ
(3) 教育活動	教育活動に沿った教育課程の編成、教育到達レベルの確保、授業評
(4) 学修成果	就職指導、国家試験・資格試験の合格、退学率の低減等
(5) 学生支援	進路指導、学生相談の充実、保護者との連携、企業等との連携等
(6) 教育環境	施設・設備の点検及び充実、学内外での実習等を整備等
(7) 学生の受入れ募集	高等学校との連携、適切な情報開示等
(8) 財務	中長期的な財務の安定、予算・収支計画の適正化、会計監査の実施
(9) 法令等の遵守	法令・設置基準等の遵守、個人情報への厳格な取り扱い、自己評価等
(10) 社会貢献・地域貢献	ボランティア活動・スポーツ大会の救護活動等
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

1. 教職員からの自己評価だけでなく、学生、保護者、卒業生など、多角的に自己評価を行う。
2. 中途退学者の低減を重点目標とし、学生指導に取り組む。
3. 卒業生の動向調査は、早期離職者の調査にもつながるので、次年度から取り組む。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和1年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤田 裕紹	有限会社 藤田企画 代表取締役	平成30年12月25日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	業界等委員 委員
安元 宏之	医療法人 緑風会 事務長	平成30年12月28日～令和2年3月31日(1年4ヶ月)	業界等委員 委員
伊東 俊祐	社会福祉法人 明星会 明星園 副園長	平成30年12月8日～令和2年3月31日	業界等委員 委員
吉田 芳男	社会福祉法人 小輪アスカ福祉会 理事長	平成30年12月10日～令和2年3月31日	業界等委員 委員
吉澤 秀記	FROMながさき 事業協同組合 理事長	平成30年12月20日～令和2年3月31日	業界等委員 委員
永田 真弥	永田真弥税理士事務所 所長	平成30年12月1日～令和2年3月31日	業界等委員 委員
三浦 蒼洋	社会福祉法人 縁和会 理事長	平成31年1月10日～令和2年3月31日	業界等委員 委員
久保 賢	独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構	平成31年1月8日～令和2年3月31日	業界等委員 委員
岩崎 誠一	長崎駅前商店街組合 理事長	平成30年12月22日～令和2年3月31日	業界等委員 委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: <https://www.hnmc.jp/disclosure/>

公表時期: 令和1年7月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

1. 学校の教育情報等の開示は、基本的にホームページで行う。
2. 学校関係者に対しては、要望に応じて情報提供を行い、学校の資質及び教育力の向上に努める。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の沿革・概要、教育理念、教育方針、教育目標
(2) 各学科等の教育	受入方針・学生数・カリキュラム・シラバス・目指す資格や検定
(3) 教職員	教職員数・法人組織・校務分掌
(4) キャリア教育・実践的職業教育	教育課程編成委員会・キャリア教育・実務経験がある教員による授業
(5) 様々な教育活動・教育環境	本校の施設設備・アクセス
(6) 学生の生活支援	就職支援・サークル活動
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金・各種支援制度・学生寮・健康診断
(8) 学校の財務	事業活動報告書・貸借対照表・財産目録・監査報告書・事業報告書
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	留学生の受入れ(日本語科、国際ビジネス科、介護基礎科)
(11) その他	附帯教育事業として企業主導型保育事業による保育園の運営

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)

URL:<https://www.hnmc.jp/disclosure/>

授業科目等の概要

(医療関係専門課程 柔道整復師科)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
○			心理学	人間の行動や心の動きを科学的に分析し、それらの機序について学び、論理的思考能力を養い、身に着け、人間性を高める。	1前	30	2	○			○			○		
○			社会福祉学	社会福祉学の授業を通し、柔道整復師の社会的役割と責任を理解する。また社会に対しての興味や関心を持ち考察する能力を養う。	1後	30	2	○			○				○	
○			国語表現	社会人としてのコミュニケーション能力（主に、話す・聞く・書く）を身に着ける。	1前	30	2	○			○		○			
○			医学英語	柔道セラピストとしてグローバルに活躍するにあたっての基本的な医学英語の学習を行う。	1後	30	2	○			○				○	
○			情報処理概論	パソコンの基本的な操作方法を学ぶ。Excel・Wordの一般的な技術の取得。	1前	30	2	○			○				○	
○			情報処理演習 I	パソコンの基本的な操作方法を学ぶ。Excel・Wordの一般的な技術の取得。	1後	30	2	○			○				○	
○			保健体育	運動をすることによる身体恒常性の変化、およびケガや障害とその予防法を学習する。	2後	30	2	○			○		○			
○			解剖学 I	柔道整復師に必要な、人の体を構成する各器官（臓器）の基本的な形態・構造・機能について学習する。	1前	30	2	○			○				○	
○			解剖学 II	柔道整復師に必要な、人の体を構成する各器官（臓器）の基本的な形態・構造・機能について学習する。	1前	30	2	○			○				○	
○			解剖学 III	柔道整復師に必要な、人の体を構成する各器官（臓器）の基本的な形態・構造・機能について学習する。	1後	30	2	○			○				○	
○			解剖学 IV	柔道整復師に必要な、人の体を構成する各器官（臓器）の基本的な形態・構造・機能について学習する。	2前	30	2	○			○				○	

○		リハビリテーション医学Ⅱ	柔道整復師に必要なリハビリテーションの知識として、評価方法、治療指針、筋力維持・回復方法などを学習する。	2 後	30	2	○			○									
○		一般臨床医学Ⅰ	柔道整復師ができる検査法や、早急に専門医に依頼した方が良い内科疾患を中心として、その疾患の概説・原因・徴候・診断・治療・予後を学習する。	2 前	30	2	○			○									
○		一般臨床医学Ⅱ	柔道整復師ができる検査法や、早急に専門医に依頼した方が良い内科疾患を中心として、その疾患の概説・原因・徴候・診断・治療・予後を学習する。	2 後	30	2	○			○									
○		外科学Ⅰ	柔道整復師に必要な外科学に関する基本的知識を学習し、業務の範囲内・外を素早く判断し、専門医に依頼できる能力を養う。	3 前	30	2	○			○									
○		外科学Ⅱ	柔道整復師に必要な外科学に関する基本的知識を学習し、業務の範囲内・外を素早く判断し、専門医に依頼できる能力を養う。	3 後	30	2	○			○									
○		整形外科Ⅰ	運動器の整形外科的診察法や検査法に関する基本的知識を学習し、業務範囲内・外を素早く判断し、専門医に依頼できる能力を養う。	3 前	30	2	○			○									
○		整形外科Ⅱ	運動器の整形外科的診察法や検査法に関する基本的知識を学習し、業務範囲内・外を素早く判断し、専門医に依頼できる能力を養う。	3 後	30	2	○			○									
○		公衆衛生学Ⅰ	健康を阻害する要因を学習し、疫学・保健統計の意義を理解する。また医療従事者として地域保険に貢献するべく健康の保持・増進、普及活動を行えるよう学習する。	3 前	30	2	○			○									
○		公衆衛生学Ⅱ	健康を阻害する要因を学習し、疫学・保健統計の意義を理解する。また医療従事者として地域保険に貢献するべく健康の保持・増進、普及活動を行えるよう学習する。	3 後	30	2	○			○									
○		関係法規Ⅰ	柔道整復師として業務に従事するうえで必要な法規・法令を学習する。それにより柔道整復師法や他の医療関係の法を踏まえ、法令を順守する倫理観を養う。	2 後	30	2	○			○									
○		関係法規Ⅱ	柔道整復師として業務に従事するうえで必要な法規・法令を学習する。それにより柔道整復師法や他の医療関係の法を踏まえ、法令を順守する倫理観を養う。	3 前	30	2	○			○									
○		関係法規Ⅲ	柔道整復師として業務に従事するうえで必要な法規・法令を学習する。それにより柔道整復師法や他の医療関係の法を踏まえ、法令を順守する倫理観を養う。	3	30	2	○			○									
○		柔道Ⅰ	精力善用・自他共栄の柔道精神を学習すると共に基本的な礼法・技法を習得し、健全な身体の育成と礼節をわきまえた人格の形成を行う。	1 前	30	1				○	○								
○		柔道Ⅱ	精力善用・自他共栄の柔道精神を学習すると共に基本的な礼法・技法を習得し、健全な身体の育成と礼節をわきまえた人格の形成を行う。	1 後	30	1				○	○								

○		柔道Ⅲ	精力善用・自他共栄の柔道精神を学習すると共に基本的な礼法・技法を習得し、健全な身体の育成と礼節をわきまえた人格の形成を行う。	2前	30	1			○	○	○							
○		柔道Ⅳ	精力善用・自他共栄の柔道精神を学習すると共に基本的な礼法・技法を習得し、健全な身体の育成と礼節をわきまえた人格の形成を行う。	3前	30	1			○	○	○							
○		柔道Ⅴ	精力善用・自他共栄の柔道精神を学習すると共に基本的な礼法・技法を習得し、健全な身体の育成と礼節をわきまえた人格の形成を行う。	3後	30	1			○	○	○							
○		基礎柔道整復学総論Ⅰ	柔道整復学を学習するうえでの基礎的な単語の意味や定義などを学習する。また各組織の損傷や診察方法及びその整復・固定・後療法や指導管理なども学習する。	1前	30	2	○			○	○							
○		基礎柔道整復学総論Ⅱ	柔道整復学を学習するうえでの基礎的な単語の意味や定義などを学習する。また各組織の損傷や診察方法及びその整復・固定・後療法や指導管理なども学習する。	1後	30	2	○			○	○							
○		基礎柔道整復学総論Ⅲ	柔道整復学を学習するうえでの基礎的な単語の意味や定義などを学習する。また各組織の損傷や診察方法及びその整復・固定・後療法や指導管理なども学習する。	1前	30	2	○			○	○							
○		基礎柔道整復学総論Ⅳ	柔道整復学を学習するうえでの基礎的な単語の意味や定義などを学習する。また各組織の損傷や診察方法及びその整復・固定・後療法や指導管理なども学習する。	1前	30	2	○			○	○							
○		基礎柔道整復学総論Ⅴ	柔道整復学を学習するうえでの基礎的な単語の意味や定義などを学習する。また各組織の損傷や診察方法及びその整復・固定・後療法や指導管理なども学習する。	1前	30	2	○			○	○							
○		臨床柔整復学Ⅰ-①	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い頭部・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷について解剖学的な部分も含め学習する。	1後	30	2	○			○	○							○
○		臨床柔整復学Ⅰ-②	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い頭部・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷について解剖学的な部分も含め学習する。	2前	30	2	○			○	○							
○		臨床柔整復学Ⅱ-①	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い上肢の骨折について解剖学的な部分も含め学習する。	1後	30	2	○			○	○							
○		臨床柔整復学Ⅱ-②	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い上肢の骨折について解剖学的な部分も含め学習する。	2前	30	2	○			○	○							
○		臨床柔整復学Ⅱ-③	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い上肢の骨折について解剖学的な部分も含め学習する。	2前	30	2	○			○	○							
○		臨床柔整復学Ⅲ-①	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い上肢の脱臼について解剖学的な部分も含め学習する。	2前	30	2	○			○	○							

○		臨床柔整復学 Ⅳ-①	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い上肢の軟部組織損傷について解剖学的な部分も含め学習する。	2 後	30	2	○			○	○		
○		臨床柔整復学 Ⅳ-②	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い上肢の軟部組織損傷について解剖学的な部分も含め学習する。	2 後	30	2	○			○	○		
○		臨床柔整復学 Ⅴ-①	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い下肢の骨折について解剖学的な部分も含め学習する。	2 後	30	2	○			○	○		
○		臨床柔整復学 Ⅴ-②	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い下肢の骨折について解剖学的な部分も含め学習する。	3 前	30	2	○			○	○		
○		臨床柔整復学 Ⅵ-①	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い下肢の骨折・脱臼について解剖学的な部分も含め学習する。	3 前	30	2	○			○	○		
○		臨床柔整復学 Ⅵ-②	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い下肢の脱臼について解剖学的な部分も含め学習する。	3 前	30	2	○			○	○		
○		臨床柔整復学 Ⅶ-①	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い下肢の軟部組織損傷について解剖学的な部分も含め学習する。	3 前	30	2	○			○	○		
○		臨床柔整復学 Ⅶ-②	柔道整復師の臨床の現場で遭遇する機会の多い下肢の軟部組織損傷について解剖学的な部分も含め学習する。	3 前	30	2	○			○	○		
○		基礎柔道整復 実技Ⅰ	基本包帯法（環行・らせん・亀甲・蛇行・折転・麦穂帯）を学習し、修得する。固定に必要な副子・枕子・装具などの作成を行う。	1 前	30	1				○	○	○	
○		基礎柔道整復 実技Ⅱ	基本包帯法（環行・らせん・亀甲・蛇行・折転・麦穂帯）を学習し、修得する。固定に必要な副子・枕子・装具などの作成を行う。	1 前	30	1				○	○	○	
○		基礎柔道整復 実技Ⅲ	基本包帯法（環行・らせん・亀甲・蛇行・折転・麦穂帯）を学習し、修得する。固定に必要な副子・枕子・装具などの作成を行う。	1 後	30	1				○	○	○	
○		基礎柔道整復 実技Ⅳ	各部位に合わせて作成した副子・枕子・装具などを使用して、基本包帯法を組み合わせ固定することを修得する。	1 後	30	1				○	○	○	
○		基礎柔道整復 実技Ⅴ	各部位に合わせて作成した副子・枕子・装具などを使用して、基本包帯法を組み合わせ固定することを修得する。	2 前	30	1				○	○	○	
○		基礎柔道整復 実技Ⅵ	各部位に合わせて作成した副子・枕子・装具などを使用して、基本包帯法を組み合わせ固定することを修得する。	2 前	30	1				○	○	○	

○		臨床柔道整復 実技Ⅰ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	2 後	30	1			○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅱ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	2 後	30	1			○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅲ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	2 後	30	1			○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅳ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	3 前	30	1			○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅴ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	3 前	30	1			○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅵ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	3 前	30	1			○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅶ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	3 後	30	1			○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅷ	臨床柔道整復学で学習した各部位の検査法・整復法・包帯による固定法とテーピングによる固定法を修得する。	3 後	30	1			○	○	○			
○		応用柔道整復 実技Ⅰ	柔道整復師の業務に必要な医療面接（問診・視診・触診を含む）を通して損傷を推測・判断する能力を養う。	3 前	30	1			○	○	○			
○		応用柔道整復 実技Ⅱ	柔道整復師の業務に必要な医療面接（問診・視診・触診を含む）を通して損傷を推測・判断する能力を養う。	3 後	30	1			○	○	○			
○		応用柔道整復 実技Ⅲ	柔道整復師の業務に必要な医療面接（問診・視診・触診を含む）を通して損傷を推測・判断する能力を養う。	3 後	30	1			○	○	○			
○		臨床実習	病院や老人介護施設などの外部施設において、生の患者様と触れ合いながら現場での柔道整復師の必要性を学習する。	12 前後	180	4			○		○	○	○	○
○		総合演習1	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1 前	30	2			○		○		○	
○		総合演習2	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1 前	30	2			○		○		○	

○		総合演習3	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1前	30	2	○	○	○	○				
○		総合演習4	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1前	30	2	○	○	○					
○		総合演習5	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1前	30	2	○	○	○					
○		総合演習6	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1後	30	2	○	○	○					
○		総合演習7	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1後	30	2	○	○	○					
○		総合演習8	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（骨・筋肉・神経・血管・関節包・靭帯・皮膚）や臓器を解剖学の知識と合わせて総合的に学習する。	1後	30	2	○	○	○					
○		総合演習9	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（特に骨・筋肉・神経）を運動学の知識と合わせて総合的に学習する。	1後	30	2	○	○	○					
○		総合演習10	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（特に骨・筋肉・神経）を運動学の知識と合わせて総合的に学習する。	1前後	30	2	○	○	○					
○		総合演習11	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器（特に骨・筋肉・神経）を運動学の知識と合わせて総合的に学習する。	2前	30	2	○	○	○					
○		総合演習12	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器に対する後療法をリハビリテーション医学の知識と合わせて総合的に学習する。	2前	30	2	○	○	○					
○		総合演習13	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器に対する後療法をリハビリテーション医学の知識と合わせて総合的に学習する。	2前	30	2	○	○	○	○				
○		総合演習14	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器の検査法や診断法を生理学の知識と合わせて総合的に学習する。	2前	30	2	○	○	○					
○		総合演習15	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器の検査法や診断法を生理学の知識と合わせて総合的に学習する。	2前	30	2	○	○	○					
○		総合演習16	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器の検査法や診断法を生理学の知識と合わせて総合的に学習する。	2後	30	2	○	○	○					

○			総合演習17	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器の検査法や診断法を生理学の知識と合わせて総合的に学習する。	2 後	30	2		○	○	○			
○			総合演習18	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器の検査法や診断法を生理学の知識と合わせて総合的に学習する。	2 後	30	2		○	○	○			
○			総合演習19	柔道整復師の業務で遭遇する外傷に伴い合併損傷する運動器の検査法や診断法を生理学の知識と合わせて総合的に学習する。	2 後	30	2		○	○	○			
○			総合演習20	柔道整復師の業務で行われる医療面接時の患者の所見から内科的疾患を判断するために一般臨床医学の知識と合わせて総合的に学習する。	3 前	30	2		○	○	○			
○			総合演習21	柔道整復師の業務で行われる医療面接時の患者の所見から内科的疾患を判断するために一般臨床医学の知識と合わせて総合的に学習する。	3 前	30	2		○	○	○			
○			総合演習22	柔道整復師の業務で行われる医療面接時の患者の所見から正常な細胞・組織を判断するために病理学の知識と合わせて総合的に学習する。	3 前	30	2		○	○	○			
○			総合演習23	基礎柔道整復学や臨床柔道整復学で学習してきた総論・各論の内容（上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を総合的に学習する。	3 前	30	2		○	○	○			
○			総合演習24	基礎柔道整復学や臨床柔道整復学で学習してきた総論・各論の内容（上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を総合的に学習する。	3 前	30	2		○	○	○			
○			総合演習25	基礎柔道整復学や臨床柔道整復学で学習してきた総論・各論の内容（上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を総合的に学習する。	3 前	30	2		○	○	○			
○			総合演習26	基礎柔道整復学や臨床柔道整復学で学習してきた総論・各論の内容（上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を総合的に学習する。	3 後	30	2		○	○	○			
○			総合演習27	基礎柔道整復学や臨床柔道整復学で学習してきた総論・各論の内容（上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を総合的に学習する。	3 後	30	2		○	○	○			
○			総合演習28	基礎柔道整復学や臨床柔道整復学で学習してきた総論・各論の内容（上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を総合的に学習する。	3 後	30	2		○	○	○			○
○			総合演習29	基礎柔道整復学や臨床柔道整復学で学習してきた総論・各論の内容（上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷）を総合的に学習する。	3 前後	30	2		○	○	○			
合計				108 科目	3390単位時間(196単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>卒業の認定方法</p> <p>「長崎医療こども専門学校 卒業認定の規定」に準じて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業とは、本校所定の課程を修了した者に、卒業証書を授与することである。 各学科の所定の課程を修了した者には、文部科学大臣告示の専門士を付与する。 卒業の認定を適切かつ厳格に行うため、学内に学校評価等委員会を設置する。 本校の卒業認定基準は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 全ての単位評価がC以上 2) 出席率 90%以上 3) 1及び2を満たし、卒業基準検定の取得または卒業試験等を加味した上で、卒業判定会議において校長が認定する。 卒業の認定は、第3条の学校評価委員会の専門委員会として卒業判定委員会を編成して審議する。卒業判定会議は、次の通り実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 第1回卒業判定会議 <ul style="list-style-type: none"> 卒業基準を満たしているかどうかを確認し、満たしていない学生に対し、具体的な指導方法を検討する。 2) 第2回卒業判定会議 <ul style="list-style-type: none"> 第1回目の判定会議を受け、その後の指導状況の確認、学生の卒業基準達成状況を確認し、卒業の認定を行う。 柔道整復師科の卒業認定（特例） <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復師科は、国家試験に合格すれば卒業の認定となる。 卒業基準を満たしていない学生に対しては、在籍期間である3月31日までに卒業基準を満たすよう指導する。 	1 学年の学期区分	2期
<p>履修方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 学年始期のオリエンテーションで、学生に対して履修方法について説明をする。 学生は各科目のシラバスを確認し、事前学習をした上で履修する。 	1 学期の授業期間	25週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。